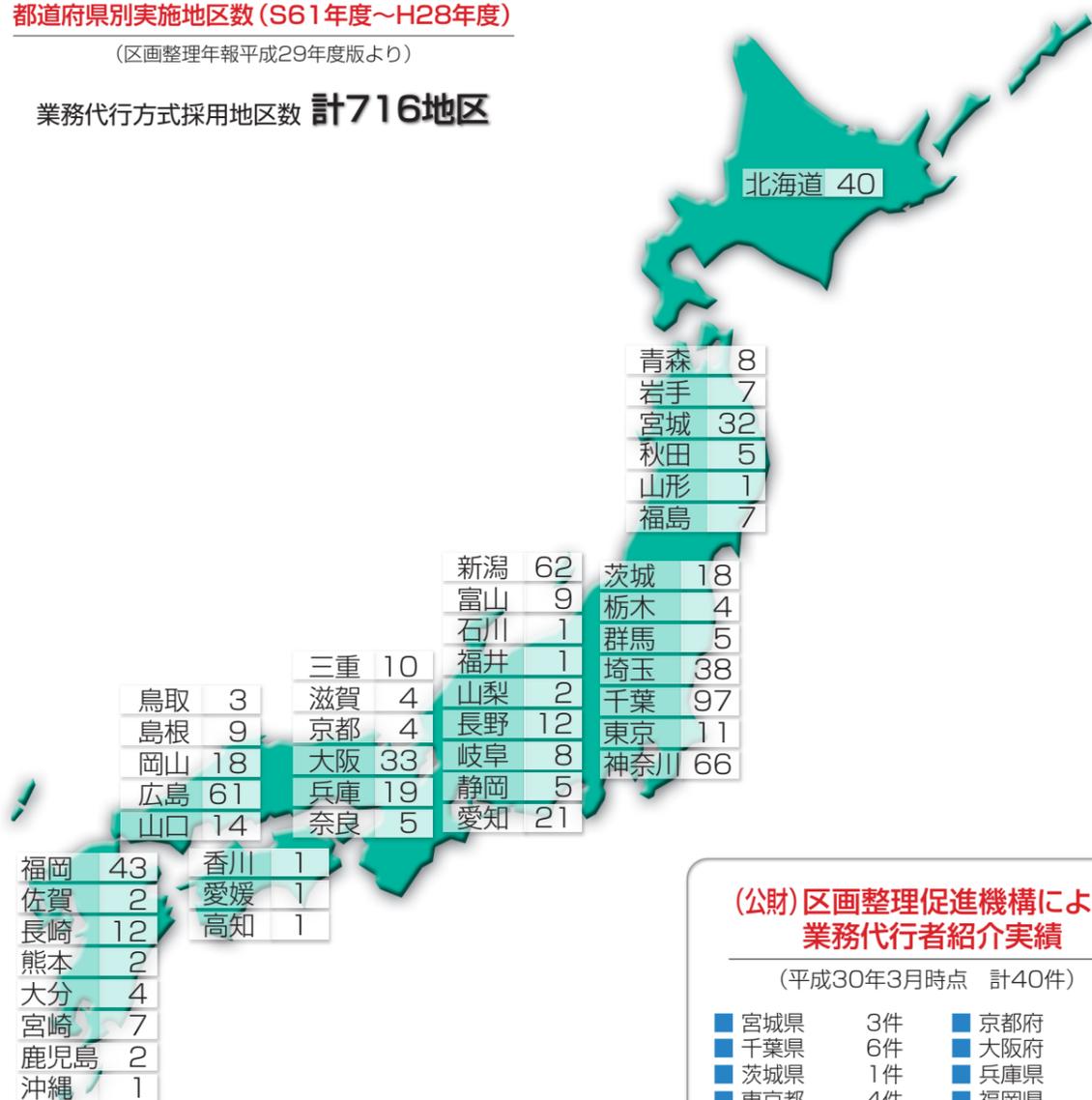


業務代行による施行実績データ

都道府県別実施地区数 (S61年度~H28年度)

(区画整理年報平成29年度版より)

業務代行方式採用地区数 **計716地区**



(公財) 区画整理促進機構による
業務代行者紹介実績

(平成30年3月時点 計40件)

宮城県	3件	京都府	1件
千葉県	6件	大阪府	5件
茨城県	1件	兵庫県	3件
東京都	4件	福岡県	1件
埼玉県	10件	熊本県	1件
神奈川県	5件		

業務代行方式による土地区画整理事業

業務代行者紹介制度のご案内



公益財団法人 区画整理促進機構

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-12 BDA二番町ビル2階
TEL. 03-3230-4513 FAX.03-3230-4514
<https://www.sokusin.or.jp/index.html> E-Mail : mail@sokusin.or.jp

公益財団法人
区画整理促進機構

業務代行方式とは？

組合区画整理事業は一定の法律ルールに則って施行される事業ですので、この事業に初めて取り組む何のノウハウも持たない一般の土地権利者の方々が、ご自分達の力だけで事業を完成させることはいろいろな意味において大きな負担や困難を伴います。

そこで、区画整理事業の制度やしきみを熟知し、技術力、資力等を兼ね備えた実績豊富な民間事業者が、組合との契約に基づいて事業実務を事業パートナーとして代行する手法が業務代行方式です。

業務代行方式の特徴・メリット

- ① 業務委託契約に基づき、代行者が組合運営や事業全般にわたる実務を権利者に代わって行うので、組合役員・組合員の事業運営上の負担が軽減される。
- ② 民間事業者（代行者）の優れた事業運営スキルによって、スケジュール管理、品質管理、資金管理、リスク管理がなされる。
- ③ 保留地が処分出来るまでの間の事業資金立替え、或いは調達協力を代行者が行う。
- ④ 代行者が組合と同等の責任をもって保留地処分を行う。あるいは業務対価として保留地を代行者が自ら取得する。
- ⑤ 事業後の土地活用やまちづくりに民間事業者との連携が期待できる。



(公財)区画整理促進機構の業務代行者紹介制度

組合や準備組合、準備委員会（以下「組合等」という。）からの要請に応じて、業務代行予定者を紹介します。（公財）区画整理促進機構には、区画整理事業に関する実績、信用力を備えた64の会社が業務代行登録をしており、皆様からの要請をお待ちしています。



契約

組合等は業務代行予定者として紹介された候補者と協議の上、合意すれば事業パートナーとして業務代行契約（要請者が認可前の団体の場合は覚書、協定等）を結ぶこととなります。

報告

組合等および業務代行者には、以降の事業進捗について毎年度(公財)区画整理促進機構に報告して頂きます。

※ 手続きフローは以下、促進機構のホームページにも掲載しています。

<https://www.sokusin.or.jp/support/daiko.html>

※ その他、業務代行方式についてのご質問・ご相談については、促進機構支援業務部までお問合せ下さい。